

第4期小田原市障がい福祉計画に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	第4期小田原市障がい福祉計画
政策等の案の公表の日	平成27年1月13日(火)
意見提出期間	平成27年1月13日(火)から平成27年2月12日(木)まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布(市内公共施設、ホームページ)

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数(意見提出者数)	3件(2人)
インターネット	2人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

総括表

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	1
C	今後の検討のために参考とするもの	2
D	その他(質問など)	0

具体的な内容

(1) 支援内容に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	軽度障がい者への就労相談等、食事等の日常生活支援、日々の安否確認などについて、行政と事業者がどのように連携して進めていくか具体的にすべき。	C	提案については、計画を推進していく中で参考とさせていただきます。 なお、提案内容のうち、食事等の日常生活支援、日々の安否確認については、一部実施していますので、P34の「食の自立支援事業」の説明文中に「安否確認を兼ね」を加え、判りやすくしました。

(2) 地域生活支援事業に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	P32理解促進研修・啓発事業において、自治会長にゲートキーパーになってもらい、理解促進・啓発を進めるとあるが、自治会長は多くの業務がありこれ以上の役割を求めるのは困難である。民生委員やPTAについて研修等を実施したらどうか。	B	理解促進研修・啓発事業については、自治会長やPTAなどの団体を中心に順次研修を実施しており、事業の目的としては、「日頃障がい者と接する機会の少ない市民」に対しノーマライゼーション理念を普及啓発することであることから、判りやすくするため、ご指摘の文章については次のとおり修正します。 修正前「自治会長等の地域のキーパーソンに対して」 修正後「日頃、障がい者と接する機会の少ない市民に対して」
2	P32自発的事業支援事業において、新たな市民活動サポートセンターについて、障がい者団体の利用には、他の市民団体と整合性のある使用料の減免を行ってほしい。	C	提案については、今後の検討のため参考とさせていただきます。